

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会会則の一部改正（案）

（新旧対照表）

新	旧	改正理由
<p>（オブザーバー等） 第3条 会はオブザーバー、又は説明者として次の者（以下「事業者等」という。）を会議に出席させることができるものとします。 （1）東京電力㈱ （2）新潟県、柏崎市、刈羽村 （3）経済産業省 <u>（4）原子力規制委員会</u> <u>（5）その他会が必要と認めた者</u> 2 会は、必要に応じアドバイザーを出席させることができるものとします。</p>	<p>（オブザーバー等） 第3条 会はオブザーバー、又は説明者として次の者（以下「事業者等」という。）を会議に出席させることができるものとします。 （1）東京電力㈱ （2）新潟県、柏崎市、刈羽村 <u>（3）経済産業省</u> <u>（4）その他会が必要と認めた者</u> 2 会は、必要に応じアドバイザーを出席させることができるものとします。</p>	<p>経済産業省から、安全規制部門を分離し、環境省の外局組織として原子力規制委員会を新設したことによる。</p>
<p>附則 この会則は平成24年9月19日から施行するものとします。</p>		